

保総発 0206 第 1 号
平成 26 年 2 月 6 日

都道府県
民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 御中

厚生労働省
保険局総務課長
(公印省略)

消費税率の引上げ等に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用における
消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成 24 年 8 月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成 24 年法律第 68 号）等において、消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）が平成 26 年 4 月 1 日に 8 % に引き上げること等が規定されている。同法附則第 18 条等の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）において、平成 26 年 4 月 1 日に 5 % から 8 % へ引き上げることが確認された。

また、今次の消費税率の引上げに際して、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が平成 25 年 6 月 5 日に成立し、平成 25 年 10 月 1 日に施行された。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為のは是正に関する特別措置等について定めており、商品又は役務の買手側である特定事業者が、商品又は役務の売手側である特定供給事業者に対して、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことを禁止している。具体的には、特定事業者による（1）減額・買いたたき、（2）商品購入、役務利用又は利益提供の要請、（3）本体価格での交渉の拒否といった行為が禁止されているところである。

このため、上記の趣旨を踏まえ、別紙を参考に、特定健康診査及び特定保健指導の費用について、特定健康診査及び特定保健指導の委託先に対し、適切に消費税が転嫁されるよう、貴管下の市町村保険者及び国民健康保険組合へご周知願いたい。

消費税増税に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用にかかる留意事項

平成 26 年 4 月 1 日に消費税率が 5 %から 8 %へ引き上げられ、平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等については、8 %の消費税率が適用されることとなる。これに伴い、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の実施機関において、平成 26 年 4 月 1 日以後に実施される特定健康診査及び平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する特定保健指導の対価（費用）については、原則として、8 %の税率が適用される（平成 26 年 3 月 31 日までに実施された特定健康診査の対価については、5 %の消費税率が適用）。

ただし、国で示している集合契約における標準的な契約書のひな形に基づき委託契約を締結して実施している特定保健指導において、実施機関が初回面接を平成 26 年 3 月 31 日までに終了している場合の当該指導の対価の額（動機付け支援については保険者負担額の 8 / 10 、積極的支援については保険者負担額の 4 / 10 ）については、5 % の消費税率が適用される。

なお、保険者及び保健指導の実施機関等における具体的な費用決済の方法等については、今後 Q & A を発出することとしているので、併せてご了知願いたい。

<参考>

消費税の転嫁拒否等の行為のは正に関する特別措置等の具体的な内容については、以下の U R L も参照いただきたい。

○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法及びガイドライン等について（公正取引委員会）

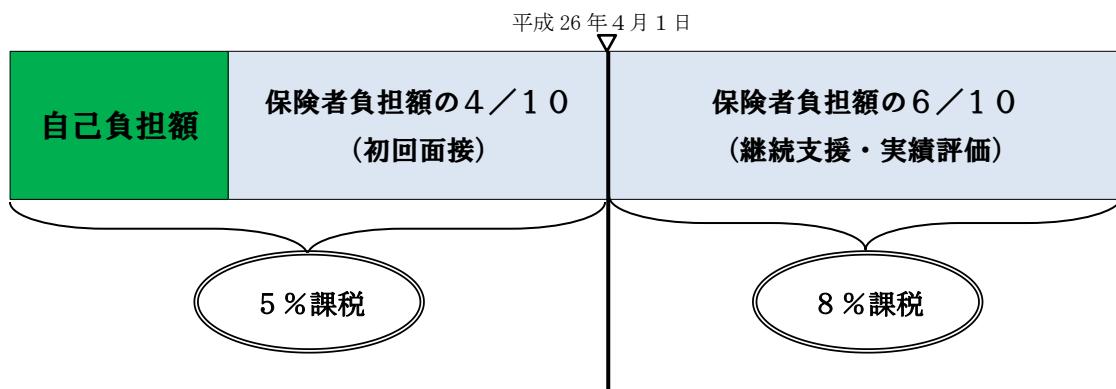
http://www.mof.go.jp/comprehensive_reform/tenka2.pdf

(参考)

標準的な契約書のひな形に基づく適用税率の考え方

(例) 平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する特定保健指導

- ・平成 26 年 3 月 31 日までに初回面接を終了した場合の消費税率の適用
(積極的支援のケース)



実施機関が初回面接を平成 26 年 3 月 31 日までに終了している場合、本人の自己負担額及び保険者負担額の 4/10 相当額については、5 %の消費税率が適用され、保険者負担額の 6/10 相当額については、8 %の消費税率が適用される。